

(仮称)輝北風力発電事業 更新計画環境影響評価準備書に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社ユーラスエナジーホールディングスが、鹿児島県鹿屋市、垂水市及び霧島市において、現在稼働中の「ユーラス輝北ウインドファーム」(総出力20,800kW、定格出力1,300kWの風力発電設備16基)について、既設の風力発電設備を全て撤去し、総出力は増加させずに、定格出力最大4,300kWの風力発電設備6基程度に建て替える(以下、「リプレース」という。)事業である。

リプレース事業については、既設風力発電設備の設置による環境影響の程度を把握し、リプレース後の風力発電事業の事業計画の検討に反映することが可能である。本事業については、対象事業実施区域の周辺において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下、「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種(以下、「国内希少種」という。)に指定されているクマタカについて、リプレースの事業特性を踏まえ、既設風力発電設備設置前、既設風力発電設備設置直後及びリプレース前における生息状況を比較し、既設風力発電設備設置前に確認された2つがいにについて、リプレース前の調査においても生息が確認されたほか、繁殖成功も確認されたことが示されている。

一方、本準備書で比較されている既設風力発電設備設置前、既設風力発電設備設置直後及びリプレース前のクマタカの生息状況調査は、調査地点数や調査時間といった調査努力量に差があることから、これらを考慮して適切に評価することが必要不可欠である。また、本事業の実施に当たり、クマタカの繁殖への影響が大きい時期の工事内容、工事時期及び工事期間に係る環境保全措置が検討されていない。さらに、つがいが通常的生活を行うために飛行する範囲である行動圏が設定されずにその内部構造である高利用域及び営巣中心域が設定されていることや、営巣適地として整理された区域と実際の営巣地の位置に乖離があることから、行動圏の内部構造や営巣適地について、再度解析を行ったうえで、予測及び評価を行う必要がある。

また、本事業の工事計画は、風力発電設備及び工事用道路(以下「風力発電設備等」という。)の設置により土地の改変が行われ、当該改変区域を切土で造成するため、発生する残土の処理のために土地の改変が行われることとなっている。このことから、水環境、動植物の生息・生育環境、生態系等への影響が懸念される。

加えて、対象事業実施区域及びその周辺には、複数の住居が存在していることから、工事中及び風力発電設備の稼働時における騒音並びに風力発電設備の稼働時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その結果を評価書に記載すること。

1. 総論

(1) 工事計画の見直しについて

本事業の工事計画は、風力発電設備等の設置により土地の改変が行われ、当該改変区域の多くを切土で造成するため、発生する残土の処理のために土捨場を設置し、土地の改変が行われることとなっている。また、対象事業実施区域は、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく水源かん養保安林に指定されており、種の保存法に基づき国内希少種に指定されている希少猛禽類であるクマタカの複数のペアの高利用域となっている。

このため、風車敷、道路等について、設置場所、設計及び工法に関して更なる検討を行い、切土量及び盛土量を可能な限り抑制するとともに土地の改変を最小限に抑えること。やむを得ず残土が生ずる場合には、まず、既存の残土処理施設で適切に処理することを検討し、土捨場の設置については、専門家等からの助言に基づき盛土の安定性を確保できる場所及び工法を選択すること。

また、改変区域の大幅な変更がある場合には、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずることにより、水環境及び動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 事後調査等について

上記の措置を講ずることを前提として、事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- ア 専門家等の指導・助言を踏まえ、工事の実施時及び風力発電設備の稼働時におけるクマタカの生息状況調査等を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- イ 事後調査や環境保全措置に位置づけられている環境監視等を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- ウ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュール及び方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点や、その対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- エ 事後調査や環境保全措置に位置づけられている環境監視等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて、講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、クマタカの複数のペアによる営巣をはじめ、希少猛禽類等の生息及び繁殖が確認されている。一方で、クマタカの行動圏を設定せずに行動圏の内部構造である高利用域及び営巣中心域を設定していることや、営巣適地として整理された区域と実際の営巣地の位置に乖離があることから、適切に行動圏の内部構造や営巣適地を解析しているとは言い難い。このため、本事業の実施による重要な鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ア 営巣地が確認されていないクマタカのペアについて、営巣地確認調査を再度実施し、その結果や専門家等の助言を踏まえ、適切な環境保全措置を検討すること。
- イ クマタカのペアごとに、上記アの営巣地確認調査の結果を踏まえて、行動圏を設定した後に、高利用域及び高利用域内の好適採食地等の行動圏の内部構造や営巣適地の解析等を再度実施し、専門家等の助言を踏まえ、高利用域内の好適採食地の改変を回避又は極力低減するとともに、営巣地と高利用域内の好適採食地間の主要な飛行ルート上への風力発電設備の設置を極力回避すること。
- ウ クマタカの営巣中心域における騒音を伴う簡易な作業、高利用域における風車敷、道路等の建設、大規模な森林伐採や土捨場での残土処分等の営巣期の工事を回避するよう

検討を行うこと。また、工事の実施に当たっては、既存の知見及び専門家の助言等を踏まえ、工事内容、工事時期及び工事期間に係る環境保全措置を講ずること。

エ 対象事業実施区域の周辺において、クマタカの営巣及び繁殖が確認されていることから、工事の実施時及び風力発電設備の稼働時におけるクマタカの繁殖状況及び行動状況に係る事後調査を適切に実施すること。

オ バードストライクに関する事後調査において、希少猛禽類等の重要な鳥類の衝突等重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付など鳥類からの視認性を高める措置や稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

カ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について、事故の確認及び報告、連絡体制、原因の解明、防止措置、死骸・傷病個体への対処等を定めて実施すること。

(2) 騒音等に係る環境影響

対象事業実施区域周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う騒音等による生活環境への影響が懸念される。このため、騒音等の影響を考慮した風力発電設備の採用等の環境保全措置を講ずること。

また、適切に環境監視等を実施し、その結果、生活環境への影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の指導・助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

(3) 人と自然との触れ合い活動の場について

対象事業実施区域及びその周辺に整備されている九州自然歩道「北大隈コース」及び「輝北うわば公園・キャンプ場」等と、工事の実施期間において工事用資材等の搬出入に伴う車両の主要な走行ルートが重複することから、これらの人と自然との触れ合い活動の場への利便性に影響が生ずるおそれがある。

このため、迂回路の設置の検討だけでなく、車両台数のピーク時台数を低減させる等の環境保全措置を講ずることにより、影響を回避又は極力低減すること。

また、本地域は全国有数の天体観測地点であり、対象事業実施区域には「輝北天球館」が存在する。このため、風力発電設備に係る航空障害灯の設置に当たっては、天体観測に係る専門家等へのヒアリング結果を踏まえつつ、関係行政機関等に対して可能な限り早期に協議等を行った上で、必要に応じて、風力発電設備の配置、航空障害灯の種類の設定、遮光板の利用等の適切な環境保全措置を講ずることにより、本地点における天体観測に対して配慮すること。